

さよなら

1960年



↑ 今年は「国体の年」県民の歌発表会も盛大に…(2月・3月)



↑ 矢部郷を行く移動県政相談(1月)

春の陽ざしを浴びて、寺本知事も皇孫ご誕生の記念植樹(3月)



国民年金の支給はじまる。水上副知事もお年寄りにお祝いの言葉を…(3月)



## ことしの雇用促進の

### 問題点

最近雇用問題について相対立するような二つの動きがある。

一つは「労働力不足」という現象であり、他の一つは「雇用の促進」という政策の登場である。

前者は、たとえば中小企業などで新規学校卒業者を雇い入れようとしても、なかなか手に入らないということであるが、後者は、あり余る労働力を何とかしなければというものの。これから、そのことについて簡単に触れてみよう。

次は、「高年令労働者の雇用促進」である。わが国では、四十才を過ぎた高年令の労働者は、技術者その他一部の層を除けば、その再就職は極めて困難である。これは各企業の雇用制度が年功賃金体系をとった生涯雇用制度であり、常用化した労働者は、病気その他よほどの事情がない限り解雇されることが少く、また高年令者の能率、賃金コスト、職場順応性などの問題から、高年令者の再就職が困難になっているのである。

本県でも高年令層の再就職は極めて困難である。しかし最初にも触れたように、学校卒業者の絶対量が不足するので、この際各企業においては、伝統的な学卒依存の慣習を改善すると

離職者臨時措置法」を制定し、その対策を進めている。

本県としても、これらの離職者を多数雇用してもらうとともに、職業安定機関の全機能を動員して広域にわたる職業紹介を活発に行い、発展的な県外産業、安定した県外職業への再就職あつ旋に努力するほか、去る九月には炭鉱離職者専用の「総合職業訓練所」を荒尾市に招致して、すでに現在技能の修得をはかつており、また、緊急就労対策事業を計画するなど、雇用の促進に努めている。

もに、壮老年求職者の雇用にも意を注がれるよう期待します。

本県としては、これら中高年令者の雇用を促進するため、地域間紹介の強化、住宅・移住資金等の諸問題解決に努めつゝある。

者に職業訓練を実施して技能を修得させ、また、安定期労働市場への流动化を促進するため、地域間紹介の強化、住宅・移住資金等の諸問題解決に努めつつある。

第四には「日雇労働者の常用化促進」に、雇用主はじめ一般県民の理解と協力ををお願いしたい。

第三に「身体障害者の雇用促進」である。これについては、これまで重点施策の一として推進してきたが、去る七月「身体障害者雇用促進法」が制定され、官公署をはじめ民間事業所における雇用率の設定及び、身体障害者の適応訓練等に

よりその雇用を促進することとなつた。いうまでもなく身体障害は作業の障害ではなく、それを克服できる適職さえつけば、一般の健常者に劣らない能力が發揮できるものである。

ところが、身体障害者といえば、そのものが敬遠され、あたら有能な労働者が一顧もされず、惜しみなく捨て去られ、そのため身体障害者は貧困生活を余儀なくし、障害を悪化する者さえある。このように、自らは決して招かない不幸に沈んでいる身体障害者がその能力を發揮し、職業について更生するように、

日雇求職者は、不特定雇用主に雇用される形態をとつてゐるため、その雇用条件や就業先は常に変転し、極めて不安定な生活条件下にがあるので、これら求職者の職業生活を安定せしめるための常用化促進は大きな問題である。

十月末現在における本県下の日雇労働者の求職者は、約一万八百名であるが、県としては、常用化への職業相談の強化と、県内外求人の開拓に不斷の努力をするとともに、貸付金制度を制定して常用化促進を図りつつある。

(職業安定課)

## 持つな持たすな 危い刃物!!

<34年度>

■刃物で犯罪を犯し検挙された少年 145名

■その64%は18才~20才

51%は16才~18才

30%は14才~16才

(婦人児童課/警察本部)